

JRIS 一問一答



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

グループ

一問一答【2008】

2009年2月18日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司
法律顧問 吳菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

<http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話：021-50451677 fax：021-50546122

質問

リストラを実施する際労働行政部門への報告について教えてください。

2009年1月9日発行の「一問一答」において、リストラの条件、リストラの実施手順などについてご紹介させていただきましたが、このほど上海市人力資源及び社会保障局が2009年1月8日付けで《雇用単位がリストラを実施するにあたっての報告に関する通知》（以下《リストラ報告通知》）を公布し、企業がリストラを実施する際の労働行政部門への報告義務について改めて強調しています。これによりリストラを実施する上海市の企業は《リストラ報告通知》の規定に従い、管轄する労働行政部門に報告を行う必要があると考えることができます。

1. 報告の概要

《リストラ報告通知》はリストラ報告について受理管轄、提出資料などの内容を規定しております。ここに下表のとおりご紹介いたします。

受理管轄	市の人力資源及び社会保障局の受理範囲	区、県級レベルの労働行政部門の受理範囲
	市所属国有企業及びその株支配企業、並びに登録資本金が1000万ドル(またはその相当額)以上の外商独資企業。 上海市に所在する中央直属企業。	各区、県行政区域内に所在する上述の市労働行政部門が受理する範囲を除いた企業。 浦東新区労働行政部門の受理範囲：上海に所在する中央直属企業を除いた浦東新区に所在する企業。

提出資料	<p>《企業営業許可証》（副本）及び《労働組合法人資格証書》コピー（労働組合を設けていない企業では従業員の全員が捺印して選出した従業員代表の証明材料）</p> <p>労働組合代表または従業員代表の氏名、身分証明証番号、職務及び労働契約期間を含む個人情報</p> <p>企業のリストラ実施方案。削減人数、削減従業員が全従業員を占める割合、削減従業員名簿（氏名、身分証明証、労働契約期間を含む）、経済補償金準備状況及び企業の救済措置有無の説明などを含む。</p> <p>労働組合または従業員に対して行われた事情説明、意見聴取などの資料。資料では、リストラ実施する理由、労働組合または従業員への事情説明を行う日時及び方式、労働組合または従業員への意見聴取など内容を含む。</p>
報告時期	労働組合または従業員に対して事情説明を行う日から報告を労働行政部門に送達する日まで 30 日超の間隔が必要。
実施方案改正	リストラ実施方案が法律法規の規定と抵触する場合は労働行政部門により是正を求められる。

2. リストラ状況報告表の概要

リストラ状況報告表のフォーマットは次のようなものとなっております。

企業名称					
性質		現従業員数		所属業界 又は区県	
企業電話番号 (連絡先)		住所		郵便 番号	
リストラ人数	その内：男性：		女性：		
	その内：本市戸籍：		非本市戸籍：		
占める比率	%	リストラ完了予定日			
経済補償金準備状況					

リストラ実施理由：

労働組合又は従業員への説明日時及び方式：

法定代表人：（サイン）

年 月 日

労働組合又は従業員がリストラに対する主な意見：

労働組合及び従業員代表：（サイン）

労働組合：（印鑑）

年 月 日

経済不況が広がる中、法に依拠してリストラを実施し、生き残るため経済状勢を少しでもかわろうと精いっぱい努力している企業が少なくありません。ですが、2008年1月1日より施行される《中華人民共和国労働契約法》により義務付けられる報告をせずに、リストラを実施してしまう企業も多く見受けられます。そのため、中央政府は2009年2月10日に国务院のウェブサイトを通じて企業のリストラ報告義務を改めて強調しています。リストラを実施する際、労働行政部門への報告を怠ってはならないが労働行政部門の批准を経なければリストラの実施ができないというわけでもありません。但し、企業の提出したリストラ実施方案が法律法規と抵触する場合は、労働行政部門の求めに従い方案を是正しなければならず、企業は改正後の方案に基づきリストラを実施しなければなりません。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。